

会 則

【第1章 総則】

<名称>

第1条 本会は、Lien(リアン)と称する。

<所在地>

第2条 本会の本部は、代表の自宅に位置付ける。

<目的>

第3条 本会は、ソフトテニス競技者・愛好者を以って組織し、各種大会への出場、技術体力の向上、健康の維持、ソフトテニス競技者同士の親睦を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 鹿児島県ソフトテニスクラブリーグへの出場。
- 2 鹿児島市内外で行われる各種大会への出場。
- 3 毎週水曜日・日曜日基本とする練習の実施（また、コートが取れている曜日）。

【第2章 会員】

<入会>

第5条 Lien への入会・登録については、代表に一任する。

第6条 会員とは、LINE グループに入っているメンバーの事を言う。本会は入会制である。本会の指定する SNS（LINE グループ）への招待を行う。

第7条 ビジターとは、どこのクラブチームにも属さない、新規参加者の事をいう。

第8条 高校生（引退後）の参加についての受入は、一定の条件を満たした者に関して参加を検討する。代表及びメンバーとの話し合いにて決定する。

第9条 入会については任意である。新規（ビジター）への練習日程の案内は代表から連絡があるが、一定の期間連絡がない場合は行わない。以降は、連絡をいただく事でお知らせする。

<会費>

第10条 入会時の会費については以下のように取りまとめる。

- 1 入会時の会費は第11条で定めた内容に準ずる。
- 2 1月～3月の入会者については、部費・スポーツ保険の納付のみとする。行うものとする。
- 3 翌年度からの入会の場合は、会員として属さない事になり、コート代はビジター対象額とする。

第11条 会員は、次の各号に定められた所定の会費を納付するものとする。これら納付された会費の返金はいかなる事情によっても行わない。

- 1 部費 1,000 円
- 2 連盟登録 3,000 円（入会費・連盟登録費含む）
- 3 スポーツ安全保険 2,000 円（全入会者対象）
- 4 コート代 入会者 300 円・ビジター 500 円（尚、途中参加も時間に関係なく徴収する）
- 5 他クラブチーム所属からの初参加の場合も、ビジターと同様にコート代を徴収する

<納付>

第11条 会費は、基本的に毎年3月末日までに納付するものとする。また、新規入会者は入会・登録の意思表示から、1ヶ月以内に納付するものとする。

<休会・退会>

第14条 休会を希望する者は代表へ申告する。新年度以降会費の納付がない・申告書がない場合は休会扱いとする。会費を納付した際は会員復帰とし、休会中での参加はビジターと同じコート代を納める。

第15条 退会は任意である。その場合、代表へ申告する。尚、退会の場合はSNSから退会とする。(自主的に行う)

【第3章 役員】

<役員・担当の構成>

第16条 本会には、次の役員を置く。

- 1 代表(1名)
- 2 代表補佐(数名、必要により)

<役員の職務>

第17条 役員の職務は、次の通りとする。

- 1 代表は、会務を総括し、チーム運営の総括と管理を行い大会前には組み合わせの構成を統括し、士気を高める。また、チームメンバーの意見や要望を取り入れ、より良いチームを目指す。
- 2 代表補佐は、運営サポート・備品の管理を行なう。また、チームメンバーの意見や要望を聞き、より良いクラブチームを目指す。
- 3 全会員は、楽しく活動できるよう協力し合う。

【第4章 登録費及び大会費用】

第18条 登録費・大会費用の徴収については、次の各号に定める。

- 1 日本ソフトテニス連盟・鹿児島県ソフトテニス連盟費・スポーツ安全保険(ビジターを除く)は集めた会費より納める。
- 2 クラブリーグ出場費・各種個人戦は、出場者個人負担である。また各種個人戦のエントリー費用は大会当日各自で納めるものとする。

<会議>

第19条 意見や要望があった際、代表及びメンバーで協議する。会員の意見が必要とする際は、多数により決議する。

<会則にない事項>

第21条 この会則にない事項については、基本的に代表及メンバーによる話し合いにて判断する。

附 則

- 1 Lien の設立日は平成24年（2012年）7月30日である。
- 2 役員は次の会員とする。
- 3 改定施行については以下とする。
 - ・平成29年8月31日施行
 - ・平成31年4月1日改定施行
 - ・令和2年4月1日改定施行
 - ・令和5年月6日改定施行